

## [資料・その他]

## 急性期病院における看護師と看護補助者の協働についての課題に関する文献検討

原 美希

医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院 看護部

## キーワード

急性期病院, 看護師, 看護補助者, 協働

## I. 緒言

2012年度の診療報酬改定において、従来の急性期看護補助体制加算（50対1）に加え、急性期看護補助体制加算Ⅰ（25対1）が新設された。この加算新設は、急性期病院に対して、より手厚い看護補助者（以下、補助者とする）の配置を求めるものである。急性期病院においては、平均在院日数の短縮化への対応や、医療依存度の高い患者に対する専門的治療が期待されており、医師や看護師の負担は増す一方である。以上の背景から、急性期病院において、看護チームの一員として補助者を配置し、看護師が看護業務に専念するための環境整備が推進されている。

補助者の行う業務は、「生活環境に関わる業務」「日常生活に関わる業務」「診療に関わる周辺業務」に大別される（日本看護協会, 2021）。この中で、日常生活に関わる業務は、患者の排泄や食事、清潔に関する直接的な援助であり、看護の専門的判断を要しない「療養生活上の世話」とされている（日本看護協会, 2021）。一方、保健師助産師看護師法による看護師が行う療養上の世話とは、「療養中の患者に対して、病状の観察をしながら食事や排泄、更衣清潔の保持、移動、活動と休息、環境整備などの日常生活に対する援助であり、看護師の臨床的判断により実施される」とされており（日本看護科学学会）。補助者の行う業務とは一線を画す。そのため、補助者は、看護師長及び看護職の指導の下に業務を行う必要がある（厚生労働省, 2008）、標準化された手順や指示された手順に則って看護補助業務を実施する（日本看護協会, 2021）。したがって、看護師と補助者が、看護チームの一員として補完し合いそれぞれの専門性や役割を發揮しながら協働することが重要となる。

看護師と補助者の協働に関する先行研究によると、看護職と補助者のチームワークに関すること、補助者への的確な指示・業務委譲に関することが課題として取り上げられている（坂本, 2019）。一方で、急性期

病院においては重症患者に対する医療処置的なケアが多いことから、看護師と補助者の協働に関しては、より複雑であることが指摘されている（中岡・三谷・富澤他, 2016）。佐伯・國江・武村他（2019）は、急性期病院では患者の状態が変化しやすいために補助者が直接ケアに参加することが少ないと述べている。また、坂本（2019）の調査によると、患者の状態に左右されない周辺業務が看護補助者の主に担当する業務になっている一方で、個々の患者の状態を把握して行う必要があるケアは、看護師と補助者と一緒に行う割合が多いと述べている。つまり、急性期病院の特徴から鑑みると、医療依存度の高い患者が多く状態が変化しやすいため、療養型病院等での看護師と補助者の協働についての課題とは別に検討する必要がある。

看護師と補助者は、看護サービスが提供される場において、より良い看護を提供するために協働することが社会から期待されている。急性期病院の役割を遂行するためには、看護師と補助者が看護チームの一員として協働し、補完し合いそれぞれの専門性や役割を發揮しながら医療を提供することが重要である。そのため、急性期病院において、より良い看護を提供するための、看護師と補助者の協働の課題について知見を概観し、看護師と補助者の協働を推進するための一助としたいと考えた。

## II. 目的

本研究の目的は、急性期病院における看護師と補助者の協働についての課題を明らかにし、急性期病院における患者に対するケアの質向上につながる示唆を得る。

## III. 用語の定義

急性期病院：急性期看護補助体制加算を算定している医療施設とする。なお、急性期看護補助体制加算とは急性期医療を担う病院で、急性期入院基本料1～6又は特定機能病院入院基本料若しくは専門病院入院基本料の7対1入院基本料若しくは10対1入院基本料を算定する病棟において、算定可能な加算である。

&lt;連絡先&gt;

原 美希

医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院 看護部

看護補助者：看護師長及び看護職員の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベットメイキングの他、病棟内において、看護用品及び整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等を行うもの（厚生労働省、2008）。なお、看護助手、看護エイド、看護補助員、看護クラークも看護補助者と同義とした。

協働：安全で質の高い看護を効果的かつ効率的に提供するために、看護師と補助者が対等の立場で協力して働くこと（日本看護協会、2021）。

#### IV. 方法

##### 1. 文献選定の手順

文献検索に関しては、医学中央雑誌WEB版ver.5及びメディカルオンラインを用いた。検索期間は、急性期看護補助体制加算Ⅰ（25対1）が新設され、急性期病院に補助者の配置が推進された2012年以降とした。検索語は、「急性期病院」and「看護補助者」or「看護助手」とした。さらに、原著論文、抄録ありで絞り込み、分類を看護とした。その結果、医学中央雑誌は17件、メディカルオンラインは7件の文献が検索された。以上の文献から、急性期病院の看護師と補助者の協働について言及している文献を選択した。その結果、最終的に10件が選定された。

##### 2. 分析方法

著者、出版年、研究目的、研究デザイン、研究方法、結果および考察について表にまとめた。結果および考察のトピックは、急性期病院の看護師と補助者の協働に関する課題に関する内容を抽出した。表にまとめた内容から、急性期病院の看護師と補助者の協働に関する課題について検討した。

#### V. 結果

急性期病院における看護師と看護補助者の協働に関する課題についての研究概要を表1に示した。表にまとめた内容から、急性期病院における看護師と看護補助者の協働についての課題は、「1. 患者の状態変化に応じた看護師から補助者への指示の困難さ」、「2. 患者の状態変化に応じた補助者の役割遂行」が挙げられた。

##### 1. 患者の状態変化に応じた看護師から補助者への指示の困難さ

患者の状態変化に応じた看護師から補助者への指示の困難さには、「専門的な知識を伴う判断を要するケアの判断基準の曖昧さ」「マニュアルではカバーできない状況が生じる可能性が高い」ことが示唆された。

専門的な知識を伴う判断を要するケアの判断基準の

曖昧さに関しては、患者の病状が刻々と変化することを前提に、看護師は看護補助者に対して、どこまで指示して良いのか、補助者単独で実施しても良いのかという迷が生じていることが示された。中岡・三谷・富澤他（2016）によると、看護師は補助者に依頼する業務範囲について、看護師の専門的な知識を伴う判断を要するケアか否かを基準としているが、基準が明確ではないと認識していることが明らかとなった。一方、補助者も、単独でケアを行ってもよいのかという迷があることも示された。また、堀込・佐々木・末永他（2020）は、看護師のアセスメント能力の不足・補助者の役割や業務範囲の理解不足等により、委譲の判断に相違があることを示した。さらに、田中・増田・箱崎他（2019）は、補助者が実施する患者搬送において、患者個々の今後予測される変化を想定しながら看護師が補助者に指示しているかは不明であると述べている。上地・瀬底・平良他（2012）は、看護師が補助者に業務依頼する際は安全面を考慮した上で依頼しているが、安全か否かの判断基準等については明らかにされていないと述べている。

マニュアルではカバーできない状況が生じる可能性が高いことに関して、補助者は、看護師からの指示書や業務マニュアルに従って患者に療養生活上の世話を実施するが、急性期病院では、ケアの難易度の変化や手順の変更を余儀なくされるという課題が示された。滝下・安井・三輪他（2016）によると、補助業務を規定していても、看護師による専門的判断が必要な場面に遭遇し、迅速に看護師に報告しなければいけない場面があることが明らかになっている。また、大石（2018）は、高度急性期病院で働く看護助手は、患者と1対1で接するなかで、急変の第一発見者になった経験が多いことを述べている。滝下・南田・山川（2018）は、看護補助業務の拡大に向けて、看護補助者活用マニュアルの整備が必須であるが、看護業務とその補助業務は、患者の状態変化などでその難易度が変化するから、マニュアルのみではカバーできない状況依存性を持つことが示唆された。福田・草間（2021）によると、呼吸器疾患をもつ高齢者のおむつ交換を看護補助者が1人で実施した際、SPO<sub>2</sub>（経皮的動脈血酸素飽和度）が低下する場面等を目の当たりにしたことを記述している。

##### 2. 患者の状態変化に応じた補助者の役割遂行

患者の状態変化に応じた補助者の役割遂行には、「補助者が認識する業務範囲の曖昧さ」「補助者の業務範囲を超えたケアの実施」が示唆された。補助者が認識する業務範囲の曖昧さに関しては、急性期病院において、補助者は看護チームの一員として看護補助者業務を実施しているが、自身の業務範囲が不明確であるとの課題が示された。福田・草間（2021）によると、補

表1 急性期病院における看護補助者の協働についての課題に関する研究の概要

著者 発行年	研究目的	研究デザイン/研究方法	結果/考察：急性期病院における看護師と看護補助者の協働についての課題
福田・草間 (2021)	急性期病院における勤務時間中の行動を観察・分析し看護補助者の活動の実態を明らかにする。	行動観察及び質的研究/急性期病院に勤務する看護補助者30名を対象に、1日の勤務時間内の行動を経時的に行動観察・計測し記録する。また行動観察直後に半構造化面談を行った。	急性期病院における看護補助者の業務時間は、患者の直接ケアに係る時間が50%を占めている。看護補助者へのインタビューでは、30%の看護補助者が業務内容が不明確であると回答している。
堀込・佐々木・末永他 (2020)	看護師の看護補助者への指示だしに関する課題を明らかにする。	質的研究/急性期病院に勤務する看護師13名を対象に、半構造化面接を行い分析した。	看護師の経験の長さに関わらず、看護補助者へのケア委譲の判断に相違がある。
石井・五十嵐・武村他 (2018)	看護補助者の就業状況を明らかにする。看護補助者の配置数・業務内容と患者の有害事象の発生率及び看護師の時間外勤務時間数との関連を明らかにする。	量的研究/急性期脳神経外科病棟を有する139施設155病棟に勤務する、看護補助者810名・病棟看護管理者155名・看護師4024名を対象に、質問紙調査を行い、看護補助者の就業状況や患者の有害事象について調査・分析した。	脳神経外科病棟は他科と比べ入院患者のADLレベルが低く、日常生活援助が必要な者の割合が多い。一方で、無資格者である補助者の実施している業務項目は57項目にわたっており、看護師同様、業務負担からケアの質低下の可能性がある。
上地・瀬底・平良他 (2012)	急性期病院における看護補助者としての資格を持った介護福祉士の関わりをもつ意味について考察する。	量的研究/質問紙法を用い、急性期病棟に勤務する看護師34名・看護管理者17名を対象に、介護福祉士の役割に抱く視点について8項目調査した。	急性期においては、患者の病状は刻々と変化しており、重症度や行動制限の変化も著しい。介護福祉士に患者の日常生活援助業務を依頼することについて、看護師の71%が「安全面と留意点」と回答しているが、安全か否かをどう判断しているのかについては明らかになっていない。
中岡・三谷・富澤他 (2016)	急性期病院における看護師が認識する看護師と看護補助者の協働に対する現状の課題を明らかにする。	質的研究/急性期病院の3施設から計13名の看護師に半構造化面接を実施し、急性期病院における看護師と看護補助者の協働に対する現状の課題を調査した。	看護師と看護補助者の業務分担について、看護師が互いの専門性について悩み、補助者に委譲する業務基準が不明確であることが明らかになった。何を看護補助者に任せられるか判断するために、看護補助者にとってもどんな患者情報が必要か整理し、共有すべき患者情報の選定条件を設定する必要がある。
大石 (2018)	看護助手が患者の急変時の対応にどのような思いを抱いているか明らかにする。	質的研究/高度急性期病院に勤務する看護補助者10名を対象に、5名2回ずつのグループフォーカスインタビューを60分実施し、「急変時の対応に対する思いについて」質的帰納的に分析した。	高度急性期病院で働く看護助手は、院内急変の第一発見者となる可能性が高いが、患者と1対1で接することも多い現状がある。
滝下・南田・山川 (2018)	急性期医療施設における看護師と看護補助者の業務分担の現状と看護補助者の活用効果と課題について明らかにする。	量的研究/質問紙法を用い、急性期医療施設に勤務する看護部長88名と病棟部長88名を対象に、施設概要・看護補助者の概要・業務項目別の看護補助者による業務実施状況等について調査した。	看護業務とその補助業務は、患者の状態変化などでケアの難易度が変化し、業務マニュアルのみではカバーできない。
滝下・安井・三輪他 (2016)	急性期病院における看護補助者への教育の実態を調査する。	量的研究/看護補助者への教育内容別教育方法・看護補助者活用・教育に関する課題を調査した。	看護師の世話と診療の補助は、看護師の独占業務であり、看護補助者が行う「補助業務」をどのように規定するかは協働のために不可欠である。看護補助者が看護師による専門的判断が必要な場面に遭遇することがある。
田中・増田・箱崎他 (2019)	点滴・酸素投与中の患者の車いす・ストレッチャー搬送技術の習得に向け、安全を考慮した搬送の条件を統一させる。	調査研究/質問紙を用い、急性期病棟に勤務する看護補助者27名を対象に、看護補助者に患者搬送状況を調査。その後、看護補助者に搬送患者体験を実施し、気づきを共有した。	看護補助者による酸素投与中の患者の車いす搬送は、個々の看護師が患者の症状が安定しているという判断に委ねられている。補助者の業務範囲である日常生活に頼る業務を依頼する際、患者の状態をきちんと判断した上で患者の搬送を依頼していたのかは明確ではない。現場の看護師がどこまで患者の状態を把握し、今後予測される変化を想定しながら指示していたかは不明である。
山下・岡田・棟杉他 (2015)	看護補助者の知識と技術に関するチェックリストを用い、自己評価による到達度を調査する。	量的研究/環境・排泄・食事・身体の清潔・細部の清潔・体位変換・衣服着脱・移動移乗・死後の処置に区分された420項目で構成されている看護補助者の知識と技術に関するチェックリストを用いて、4段階で自己評価を行った。	急性期病棟で働く看護補助者は、医療現場で働くのが初めてである者もいるが、「環境」「排泄」「食事」「移動移乗」等、420項目にわたる業務で構成されている。

助者が対応できる患者について明文化がされていないことや、補助者の業務範囲が不明確であることが示されている。

補助者の業務範囲を超えたケアの実施に関しては、患者の重症度が高い環境の中で、補助者では対応しきれないケアが実施されている課題が示された。石井・五十嵐・武村他（2018）によると、補助者が実施している日常生活援助の中には、食事の配膳、下膳、患者の移送、食事介助、摂取時の見守り、感染症患者に使用した物品の片付け、口腔ケア、尿量測定が含まれており、専門的な知識や判断が求められる業務も含まれていたことが明らかになった。また、山下・岡田・棟杉他（2015）は、急性期病棟で働く補助者は、排泄、食事、移動移乗、死後の処置など基本的な技術が必要な業務を経験の有無にかかわらず実施していることを指摘している。

## VI. 考察

急性期病院における看護師と補助者の協働についての課題については、「患者の状態変化に応じた看護師から補助者への指示の困難さ」と「患者の状態変化に応じた補助者の役割遂行」が明らかとなった。以上の結果から、看護師と補助者の協働を推進するための課題と対策を検討する。

患者の状態変化に応じた看護師から補助者への指示の困難さには、「専門的な知識を伴う判断を要するケアの判断基準の曖昧さ」と「マニュアルではカバーできない状況が生じる可能性が高い」ことが示唆された。以上の結果は、先行研究において補助者への的確な指示・業務委譲に関することが課題であること（坂本, 2019）を支持する結果となった。そのため、看護師から補助者への指示には、指示書や手順書の活用、指示の条件を規定するなど統一するための取り組みがなされていたが（田中・増田・箱崎他, 2019）、マニュアルではカバーできない状況が生じていたことが明らかとなった。急性期における看護師の日常生活援助の実践は、心身の回復の度合いや心身の安定を見て働きかけ具合の決めるといような臨床判断を伴うとされる（高橋, 2021）。つまり、急性期における日常生活援助に関しては、指示書や条件の規定をしてもなお、個々の患者の状態や状態変化に依存するため、「療養上の世話」と「療養生活上の世話」を分けることは難しく、看護師間で指示の相違を回避できない状況が明らかになったと言える。以上から急性期病院における看護師と補助者の協働においては、手順書を元を実施することを前提とするが、日常生活援助を提供する際には、看護師が患者の観察を行い、補助者に判断を伝えながら、一緒に行うことで、患者にとってよい看護を提供することに繋がると考える。さらに、看護師は、補助者に判断を伝えるために、何をどう判断しているかに

ついて、説明できる能力を身に付けることが重要であると考えられる。

患者の状態変化に応じた補助者の役割遂行には、「補助者が認識する業務範囲の曖昧さ」と「補助者の業務範囲を超えたケアの実施」が示唆された。以上の結果は、前述の看護師から補助者への指示の困難さが、補助者自身の業務範囲の曖昧さをもたらしている可能性がある。日常生活に関わる業務については、療養上の世話でない場合に限り、補助者が実施することができる。その際、療養上の世話であるかどうかを判断する役割を担うのは、療養上の世話を業務独占しているのは看護師であり、補助者が判断するものではないからだ。先行する調査で、看護師と補助者が協働する際、看護師が実施することが望ましい業務、看護師と補助者とが協働することが望ましい業務、補助者が単独で実施することが望ましい業務と3つに分けて検討がされている（坂本, 2019, 伊藤, 2015, 山崎・丸山・高瀬, 2021）。これらの調査で、補助者が単独で実施することが望ましいとした業務は、洗髪、足浴、洗面・結髪等の整容、口腔内の清掃、配膳下膳、膀胱内留置カテーテルにたまった尿の破棄、便器・尿器の片付け、患者の移動・移送、使用した物品の片付けであった（伊藤, 2015, 山崎・丸山・高瀬, 2021）。しかし、急性期病院における状態変化のある患者に対しては、専門的な判断と実施と評価の繰り返しの中で援助が提供されているため、補助者が単独で実施することを明瞭にすることは難しい。厚生労働省の統計によると、医療現場における不慮の事故のうち、不慮の窒息と転倒・転落・墜落が多くを占めるとされる（厚生労働省, 2020）。したがって、急性期病院における看護師と補助者の協働を推進し、より良い看護を提供するためには、どの日常生活に関する業務を補助者に任せるとかという議論ではなく、診療科別や疾患別のマニュアルや手順を整え、補助者が安全に補助者業務を担えるための体制作りが必要であると考えられる。そのため、急性期病院における日常生活の援助に関しては、看護師の判断が常時必要であるという前提に立ち、看護師の専門的判断を補助者と協働する看護師自身が認識し、可視化して伝えることが必要であると考えられる。

## VII. 結語

急性期病院において看護師と補助者の協働を推進し、より良い看護を提供するための一助になることを目指し、看護師と補助者の協働についての文献を概観した。その結果、以下が明らかとなった。

急性期病院における看護師と看護補助者の協働における課題に関しては、「患者の状態変化に応じた看護師から補助者への指示の困難さ」、「患者の状態変化に応じた補助者の役割遂行」が明らかとなった。以上の結果から、急性期病院における看護師と補助者の協働

を推進し、より良い看護を提供するためには、どの日常生活に関する業務を任せるとかという議論ではないと言える。むしろ、看護師の専門的判断を可視化し、看護師から補助者に伝えることができるような取り組みにより、看護師と補助者の協働が推進され、患者に対するケアの質向上に繋がる必要があるかと考えられる。

## 文献

- 福田淑江, 草間朋子 (2021). 急性期病院における看護補助者の業務分析. 保健の科学, 63(9), 639-644.
- 堀込由紀, 佐々木美奈子, 末永由理, 小澤知子, 本谷園子, 白瀬紗苗, 坂本すが (2020). 急性期病院での直接ケアにおける看護師の看護補助者への指示に関する課題. 日本看護科学学会学術集会講演集, 40, 29, 415.
- 石井絢子, 五十嵐歩, 武村雪絵, 鈴木美穂, 山本則子 (2018). 脳神経外科病棟に勤務する看護補助者の就業状況と患者の有害事象/看護師の時間外勤務時間数との関連: 全国横断調査. 木村看護教育振興財団看護研究集録, 25, 23-33.
- 伊藤けさみ (2015). 看護補助者の業務実施状況と教育体制の見直し. 全国自治体病院協議会雑誌, 54(5), 687-692.
- 上地直人, 瀬底博人, 平良盛人, 喜納春江 (2012). 急性期病院における看護補助者としての介護福祉士の役割の持つ意味. 社会医療法人仁愛会医報, 13, 27-29.
- 厚生労働省 (2008). 「平成20年度診療報酬改定に係る通知等について」, 厚生労働省告示第59号. (厚生労働省WEB)  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2008/03/tp0305-1.html>. (令和4年12月16日閲覧)
- 厚生労働省 (2020). 令和2年人口動態統計月報年計(概数)の概況. (厚生労働省WEB)  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai20/dl/gaikyouR2.pdf>. (令和4年12月18日閲覧)
- 中岡亜希子, 三谷理恵, 富澤理恵, 澁谷 幸 (2016). 急性期病院の看護師と看護補助者との協働における課題—看護師のインタビューより—. 大阪府立大学看護学雑誌, 22(1), 1-9.
- 日本看護科学学会. 看護学を構成する重要な用語集. (日本看護科学WEB)  
<https://scientific-nursing-terminology.org/quotings/> (令和4年12月10日閲覧)
- 日本看護協会 (2021). 看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド. 1-76. (日本看護協会WEB)  
[https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/guideline/way\\_of\\_nursing\\_service.pdf](https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/guideline/way_of_nursing_service.pdf)

(令和4年12月10日閲覧).

- 大石聡子 (2018). 高度急性期病院で働く看護助手の急変対応への思い. 日本救急看護学会雑誌, 20(3), 311.
- 佐伯昌俊, 國江慶子, 武村雪絵, 竹原君江, 市川奈央子 (2019). 看護職および看護補助者による看護補助役割の認識: 測定尺度の開発. 病院, 78(5), 358-363.
- 坂本すが (2019). 看護師と看護補助者の協働の推進に向けた実態調査研究. 厚生労働省行政推進調査事業費補助金総括研究報告書, 1-33.
- 高橋智子 (2021). Hybrid法による急性期看護における日常ケアにかかわる概念の明確化: 急性期看護における日常ケアの理論化にむけて. 日本看護研究学会雑誌, 44(2), 211-222.
- 滝下幸栄, 南田喜久美, 山川京子 (2018). 急性期医療施設における看護補助者の業務課題に関する質的検討. 京都府立医科大学看護学科紀要, 28, 33-41.
- 滝下幸栄, 安井邦子, 三輪徳子, 斎藤美智子, 松浦ときえ, 出井まち子, 館岡真一, 山川京子, 南田喜久美 (2016). 急性期医療施設における看護補助者への継続教育の現状と課題. 日本看護学会論文集: 看護管理, 46, 139-142.
- 田中千枝子, 増田尚美, 箱崎弘美, 内海元美, 樋本瑞江 (2019). 急性期病院における看護補助者の患者搬送技術の習得に向けて—搬送条件統一化と患者体験の有効性—. 厚生連尾道総合病院医報, 29, 65-69.
- 山本郁子, 山下美佳, 中村千賀子, 黒田裕美 (2018). 看護補助者の業務に対する自信と負担に関する実態調査. 日本看護学会論文集 看護管理, 48, 289-292.
- 山下佳之恵, 岡田 歩, 棟杉恭子, 森本由美 (2015). 急性期病棟で看護補助者が実施する業務に関する知識と技術の自己評価を行って. 日本医療マネジメント学会雑誌, 16, 274.
- 山崎久美子, 丸山育子, 高瀬佳苗 (2021). 福島県内病院における看護業務の看護補助者・他職種への委譲状況と看護師の認識との関連. 福島県立医科大学看護学部紀要, 23, 43-52.
- 吉川あゆみ, 齋藤信也 (2020). X県内における看護師と看護補助者間の業務分担のあり方と今後の課題—看護補助者への業務の委譲が看護師の専門性に与える影響—. 神戸市看護大学紀要, 24, 19-28.

受付: 2022年11月30日

受理: 2023年2月15日